

算定基準（施工能力評価方式）

1 総合点の算定方法

総合点は、施工計画の評価が不可でない者で、予定価格の制限の範囲内である者のうち入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{総合点} = \text{価格点} + \text{技術評価点}$$

2 評価点の配点

価格点と技術評価点の配点は合計を100点とし、それぞれの配点は次のとおりとする。

ア 価格点 80点

イ 技術評価点 20点

3 価格点の算定方法

(1) 価格点は次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{基礎点} (80) \times \text{調査基準価格} / \text{入札価格} \quad [\text{少数点以下第4位四捨五入}]$$

(2) 入札価格は各入札者の入札金額（消費税等は含まない。）とし、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、価格点＝基礎点（80）の一律評価とする。

4 技術評価点の算定方法（標準案件）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（標準案件）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 入札参加者の工事成績評定点（以下をすべて満たすもの）の平均値（小数点第2位以下切捨て）により評価する。 ・過去3か年度（公告日の属する年度は含まない。）に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事 特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。	5.0点	75点以上	5.0点
		67.0点以上75.0点未満は、下式により算定する $\text{平均値} \div 2 - 32.5$ （小数点第3位以下切捨て）	4.95点 ～ 1.00点
		67点未満又は工事成績評定点なし	0点
(2) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の工事実績として扱う。	1.0点	元請実績あり	1.0点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を満たす）	0.3点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を確認できない）	0.15点
		実績なし	0点
(3) 優良工事表彰状況 過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における優良建設工事表彰又は優秀賞の受彰の有無及び受彰工種により評価する。	2.0点	同工種の優秀賞受彰歴あり	2.0点
		同工種の受彰歴あり	1.5点
		異工種の優秀賞受彰歴あり	1.0点
		異工種の受彰歴あり	0.5点
		受彰歴なし	0点

(4) ア 若手・女性技術者評価 配置予定の「監理技術者」，「主任技術者」又は「現場代理人」が以下のいずれかに該当する場合に評価する。 ・35歳以下であり，国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者 ・36歳以上であり，国家資格等取得後5年以内又は実務経験5年以上10年以下の者 ・女性 イ 週休2日制工事施工実績 過去2か年度（公告日の属する年度を含む）に完成引き渡し完了した国・特殊法人等・都道府県・都道府県出資公社・市区町村が発注した工事を，元請として施工した工事において，発注機関の要領等により4週8休以上を達成した工事における実績を評価する。 ウ 建設キャリアアップシステム導入 評価項目算定資料提出日現在において事業者登録している実績を評価	ア～ウの項目数による評価 1.0点	2項目	1.0点
		1項目	0.5点
		0項目	0点
(5) 配置予定技術者の同種工事施工実績 同種・類似工事において配置予定の技術者が「監理技術者」，「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。	1.5点	実績あり	1.5点
		実績なし	0点
(6) 配置予定技術者が有する国家資格等 配置予定の技術者が有する資格により評価する。	0.25点	技術士・一級建築士又は当該工事区分による一級国家資格者等	0.25点
		二級建築士又は当該工事区分による二級国家資格者等	0.12点
		資格なし	0点
(7) 継続教育学習制度への取組み状況 評価項目算定資料提出日現在において，配置予定技術者が受講した実績（別表1に示す団体の証明があるもの。）を評価する。	0.25点	実績あり	0.25点
		実績なし	0点

(8) ア 建設業労働災害防止協会への加入 評価項目算定資料提出日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。 イ ISO 又は事業所版環境 ISO の取得状況 評価項目算定資料提出日現在における ISO9001 又は ISO14001, 事業所版環境 ISO (エコアクション 2.1 又はエコうつのみや 2.1) の認証取得の有無により評価する。 ウ 宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度の認証取得状況 評価項目算定資料提出日現在における宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価する。 エ 消防団活動への協力 評価項目算定資料提出日現在における宇都宮市消防団協力事業所の認定の有無を評価する。 オ BCP 認定 評価項目算定資料提出日現在における「事業継続力強化計画」として国土交通省又は経済産業省の認定の有無により評価する。 (注) 国土交通省の認定は1項目とする。 経済産業省の認定は0.5項目とする。ただし、両省の認定を受けているとしても1項目とする。	ア～オの項目数による評価 1.5点	5項目	1.5点
		2.5項目～4.5項目	1.0点
		0.5項目～2項目	0.5点
		0項目	0点
(9) 災害時協力協定締結状況 評価項目算定資料提出日現在における宇都宮市又は栃木県との災害時協力協定締結の有無を評価する。	0.25点	締結あり	0.25点
		締結なし	0点
(10) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。	0.25点	90%以上	0.25点
		50%以上90%未満	0.12点
		50%未満	0点
(11) 施工計画 別表2の評価項目により評価する。 なお、不可の評価を受けた者は失格とする。	7.0点	優	7.00点 ～ 5.96点
		良	5.70点 ～ 4.15点
		可	3.89点 ～ 1.30点
		不可	1.04点 ～ 0点

5 評価項目及び算定基準（標準案件）については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。

- (2) 優良工事表彰状況の評価について、評価対象とするものは以下のものに限ることとし、宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事以外の工事において、表彰状、契約書、工事カルテ等で要件を満たすことの確認が困難である場合は評価しない。

- ・宇都宮市長表彰（優良建設工事表彰又は優秀賞）
- ・栃木県知事表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰
- ・栃木県発注工事での事務所長等表彰

なお、特定建設工事共同企業体の構成員（代表者を含む。）としての受彰実績は、評価対象とする。ただし、当該表彰が構成員を個別に表彰するものである場合、申請者である事業者に対する表彰であることを確認できない場合は評価しない。

- (3) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は、JABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。
- (4) 施工計画については、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について社内で十分に検討した上で作成し提出（提出部数は1部とする。）すること。

また、施工計画の評価については絶対評価により行うものとし、必要に応じて施工計画に関するヒアリング調査を実施する。

なお、市が指定した様式及び記載条件以外で施工計画を作成した場合については、失格として取り扱う。

- (5) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(1)，(3)～(9)，(11)については代表者のみを評価する。(2)については構成員（代表者を含む。）のうち実績を有する者を評価する。
- (6) 評価項目及び算定基準中(2)及び(3)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。
- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
 - ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。
- (7) 評価項目及び算定基準中(10)において、受注者が特定建設工事共同企業体である場合は、構成員（代表者を含む。）が市内事業者である場合のみ、当該特定建設工事共同企業体を「市内事業者」とであるとみなす。

6 技術評価点の算定方法（専門性の高い案件）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（専門性の高い案件）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を元請で施工した完成工事高の実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の実績として扱う。	3.5点	実績あり 算定式： $2.5 \times (C - A) \div (B - A) + 1$ A：入札参加者の平均の完成工事高 B：入札参加者中で最高の完成工事高 C：申請者の完成工事高 算定結果が1未満の場合は1点とする。 (小数点第3位以下切捨て)	3.50点 ～ 1.00点
		実績なし	0点
(2) 配置予定技術者の同種工事施工実績 同種・類似工事において配置予定の技術者が「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した完成工事高の実績により評価する。	4.5点	実績あり 算定式： $3.5 \times (C - A) \div (B - A) + 1$ A：入札参加者の平均の完成工事高 B：入札参加者中で最高の完成工事高 C：申請者の完成工事高 算定結果が1未満の場合は1点とする。 (小数点第3位以下切捨て)	4.50点 ～ 1.00点
		実績なし	0点
(3) 継続教育学習制度への取組み状況 評価項目算定資料提出日現在において、配置予定技術者が受講した実績（別表1に示す団体の証明があるもの。）を評価する。	1.0点	実績あり	1.0点
		実績なし	0点
(4) 優良工事表彰状況 過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における優良建設工事表彰又は優秀賞の受彰の有無及び受彰工種により評価する。	3.0点	同工種の優秀賞受彰歴あり	3.0点
		同工種の受彰歴あり	2.0点
		異工種の優秀賞受彰歴あり	1.0点
		異工種の受彰歴あり	0.5点
		受彰歴なし	0点

(5) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。	1.0点	90%以上	1.0点
		50%以上90%未満	0.5点
		50%未満	0点
(6) 施工計画 別表2の評価項目により評価する。 なお、不可の評価を受けた者は失格とする。	7.0点	優	7.00点 ～ 5.96点
		良	5.70点 ～ 4.15点
		可	3.89点 ～ 1.30点
		不可	1.04点 ～ 0点

7 評価項目及び算定基準（専門性の高い案件）については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。

(2) 優良工事表彰状況の評価について、評価対象とするものは以下のものに限ることとし、宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事以外の工事において、表彰状、契約書、工事カルテ等で要件を満たすことの確認が困難である場合は評価しない。

- ・宇都宮市長表彰（優良建設工事表彰又は優秀賞）
- ・栃木県知事表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰
- ・栃木県発注工事での事務所長等表彰

なお、特定建設工事共同企業体の構成員（代表者を含む。）としての受彰実績は、評価対象とする。ただし、当該表彰が構成員を個別に表彰するものである場合、申請者である事業者に対する表彰であることを確認できない場合は評価しない。

(3) 施工計画については、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について社内で十分に検討した上で作成し提出（提出部数は1部とする。）すること。

また、施工計画の評価については絶対評価により行うものとし、必要に応じて施工計画に関するヒアリング調査を実施する。

なお、市が指定した様式及び記載条件以外で施工計画を作成した場合については、失格として取り扱う。

- (4) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(2)、(3)、(4)、(6)については代表者のみを評価する。(1)については構成員（代表者を含む。）のうち実績を有する者を評価する。
- (5) 評価項目及び算定基準中(1)及び(2)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。
- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
 - ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。
- (6) 評価項目及び算定基準中(5)において、元請が特定建設工事共同企業体である場合は、その代表者を含む全構成員のうち、市内事業者の出資比率の合計(%)を元請施工額に乗じた額を、市内事業者の元請施工額とみなす。

別表 1：評価対象とする資格認定団体

- ・一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会
- ・公益社団法人日本建築士会連合会
- ・公益社団法人日本技術士会
- ・公益社団法人空気調和・衛生工学会
- ・一般社団法人建設コンサルタンツ協会
- ・公益社団法人地盤工学会
- ・一般社団法人森林・自然環境技術者教育会
- ・一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会
- ・一般社団法人全国測量設計業協会連合会
- ・土質・地質技術者生涯学習協議会
- ・公益社団法人土木学会
- ・一般社団法人日本環境アセスメント協会
- ・公益社団法人日本コンクリート工学会
- ・公益社団法人日本造園学会
- ・公益社団法人日本都市計画学会
- ・公益社団法人農業農村工学会
- ・一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
- ・公益社団法人日本建築家協会
- ・一般社団法人日本建設業連合会
- ・一般社団法人日本建築学会
- ・一般社団法人日本建築構造技術者協会
- ・一般財団法人建設業振興基金
- ・公益財団法人建築技術教育普及センター
- ・一般社団法人建築設備技術者協会
- ・一般社団法人電気設備学会
- ・一般社団法人日本設備設計事務所協会

別表 2：施工計画の評価項目及び配点

評価項目	評価内容	評価区分	配点	評価者 1	評価者 2	評価者 3	合計
工程管理に係わる技術的所見	工事の手順，各工程の工期が，的確に捉えられているか。	標準を上回り優れている	3 点				
		標準を上回りの確である	2 点				
		標準である	1 点				
		標準を下回る	0 点				
品質管理に係わる確認，管理方法の的確性	品質の確認方法，管理方法が，現場の環境条件（地形，地質，環境，地域特性等）を踏まえて的確であるか。	標準を上回り優れている	3 点				
		標準を上回りの確である	2 点				
		標準である	1 点				
		標準を下回る	0 点				
施工上配慮すべき事項の的確性	配慮事項が，現場の環境条件（地形，地質，環境，地域特性等）を踏まえて的確であるか。	標準を上回り優れている	3 点				
		標準を上回りの確である	2 点				
		標準である	1 点				
		標準を下回る	0 点				
合 計							

評価者合計点	27 点～23 点	22 点～16 点	15 点～5 点	4 点～0 点
評 価	優	良	可	不可

＊ 優，良，可の評価点計算式は以下のとおりとする。

$$\text{評 定 点} = \text{評価者合計点} \div \text{評価者満点（27点）} \times \text{施工計画配点（7点）}$$

＊ 評価については，監督員・総括監督員・検査員の3名で絶対評価により行うこととする。

算定基準（技術提案評価方式）

1 評価値の算定方法

評価値は、予定価格の制限の範囲内である者のうち入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{技術点} / \text{入札価格}$$

2 技術点の配点

技術点は、標準点と加算点の合計点とする。

標準点 入札参加要件を満たした参加者に、標準点として100点を付与する。

加算点 技術的難度を勘案して次の範囲で定めるものとする。

50点（特に高い技術力が必要とされる工事）

40点（高い技術力が必要とされる工事）

30点（技術力が必要とされる工事）

3 加算点の算定方法

加算点は、入札者が提出した技術提案書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
①環境の維持 ②交通の確保 ③特別な安全対策 ④省資源対策 ⑤リサイクル対策 ⑥ライフサイクルコスト ⑦性能の向上 ⑧機能の向上 ⑨その他（補償費等） ＊上記の①～⑨のうち、施工内容を勘案し評価項目と各々の配点を決定し公告文に記載するものとする。	1項目につき 10～20点	A評価 （優れた技術提案である。）	配点 ×1/1
		B評価 （概ね優れた技術提案である。）	配点 ×3/4
		C評価 （良い技術提案である。）	配点 ×2/4
		D評価 （概ね良い技術提案である。）	配点 ×1/4
		E評価 （やや良い技術提案である。）	配点 ×1/10
		F評価 （標準案と同程度）	0点
		不採用	

※評価点は切り上げ整数とする。

4 評価項目及び算定基準については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 技術提案については、公告文にある評価基準に留意し、評価項目を十分に検討した上で作成し提出すること。

なお、必要に応じて施工計画に関するヒアリング調査を実施するものとする。

(2) 各評価項目に対する技術提案のうち1つでも不採用となる内容がある場合は、当該評価項目の技術提案すべてを不採用とする。

算定基準（技術提案評価方式（設計・施工一括））

- ・ 評価項目等については、工事内容等を勘案し決定する。決定した評価項目等は、公告文に記載するものとする。

算定基準（実績評価方式）

1 総合点の算定方法

総合点は、予定価格の制限の範囲内である者のうち入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{総合点} = \text{価格点} + \text{技術評価点}$$

2 評価点の配点

価格点と技術評価点の配点は合計を100点とし、それぞれの配点は次のとおりとする。

ア 価格点 80点

イ 技術評価点 20点

3 価格点の算定方法

(1) 価格点は次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{基礎点} (80) \times \text{調査基準価格} / \text{入札価格} \quad [\text{少数点以下第4位四捨五入}]$$

(2) 入札価格は各入札者の入札金額（消費税等は含まない。）とし、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、価格点＝基礎点（80）の一律評価とする。

4 技術評価点の算定方法（土木系）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（土木系）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 入札参加者の工事成績評定点（以下をすべて満たすもの）の平均値（小数点第2位以下切捨て）により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 ・過去3か年度（公告日の属する年度は含まない。）に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事 特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。	5.0点	7.5点以上	5.0点
		6.7.0点以上7.5.0点未満下式により算定する $\text{評価点} = \text{平均値} \div 2 - 3.2.5$ （小数点第3位以下切捨て）	4.95点 ～ 1.00点
		6.7点未満又は工事成績評定点なし	0点
(2) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の工事实績として扱う。	2.5点	元請実績あり	2.5点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を満たす）	1.0点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を確認できない）	0.5点
		実績なし	0点
(3) 優良工事表彰状況 過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における優良建設工事表彰又は優秀賞の受彰の有無及び受彰工種により評価する。	1.0点	同工種の優秀賞受彰歴あり	1.0点
		同工種の受彰歴あり	0.75点
		異工種の優秀賞受彰歴あり	0.5点
		異工種の受彰歴あり	0.25点
		受彰歴なし	0点

(4) 重機保有状況 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された「建設機械の所有及びリース台数」により評価する。	0.75点	5台以上	0.75点
		2台～4台	0.5点
		1台	0.25点
		0台	0点
(5) 技術職員数 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された工種毎の「技術職員数」により評価する。	0.25点	10人以上	0.25点
		5人以上	0.15点
		5人未満	0点
(6) ア 若手・女性技術者評価 配置予定の「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」が以下のいずれかに該当する場合に評価する。 ・35歳以下であり、国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者 ・36歳以上であり、国家資格等取得後5年以内又は実務経験5年以上10年以下の者 ・女性 イ 週休2日制工事施工実績 過去2か年度（公告日の属する年度を含む）に完成引き渡し完了した国・特殊法人等・都道府県・都道府県出資公社・市区町村が発注した工事を、元請として施工した工事において、発注機関の要領等により4週8休以上を達成した工事における実績を評価する。 ウ 建設キャリアアップシステム導入 開札日現在において事業者登録している実績を評価	ア～ウの項目数による評価 1.0点	2項目	1.0点
		1項目	0.5点
		0項目	0点
(7) 配置予定技術者の同種工事施工実績 配置予定の技術者が同種・類似工事において「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。	3.0点	実績あり	3.0点
		実績なし	0点
(8) 配置予定技術者が有する国家資格等 配置予定の技術者が有する資格により評価する。	1.0点	技術士・一級建築士又は当該工事区分による一級国家資格者等	1.0点
		二級建築士又は当該工事区分による二級国家資格者等	0.25点
		資格なし	0点

(9) 継続教育学習制度への取組み状況 開札日現在において、配置予定技術者が受講した実績(別表3に示す団体の証明があるもの。)を評価する。	0.5点	実績あり	0.5点
		実績なし	0点
(10) 配置予定技術者の宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 本工事の配置予定技術者が「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した工事の工事成績評定点(以下をすべて満たすもの)の平均値(小数点第2位以下切捨て)により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 ・過去3か年度(公告日の属する年度は含まない。)に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事	3.0点	75点以上	3.0点
		67.0点以上75.0点未満 下式により算定する 評価点=平均値/4-15.75 (小数点第3位以下切捨て)	2.97点 ～ 1.0点
		67点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(11) ア 建設業労働災害防止協会への加入 開札日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。 イ ISO又は事業所版環境ISOの取得状況 開札日現在におけるISO9001又はISO14001,事業所版環境ISO(エコアクション21又はエコうつのみや21)の認証取得の有無により評価する。 ウ 宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度の認証取得状況 開札日現在における宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価する。 エ 消防団活動への協力 開札日現在における宇都宮市消防団協力事業所の認定の有無を評価する。 オ BCP認定 開札日現在における「事業継続力強化計画」として国土交通省又は経済産業省の認定の有無により評価する。 (注)国土交通省の認定は1項目とする。 経済産業省の認定は0.5項目とする。ただし、両省の認定を受けているとしても1項目とする。	ア～オの 項目数に よる評価 1.5点	5項目	1.5点
		2.5項目～4.5項目	1.0点
		0.5項目～2項目	0.5点
		0項目	0点
(12) 災害時協力協定締結状況 開札日現在における宇都宮市又は栃木県との災害時協力協定締結の有無を評価する。	0.25点	締結あり	0.25点
		締結なし	0点
(13) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。	0.25点	90%以上	0.25点
		50%以上90%未満	0.12点

		50%未満	0点
--	--	-------	----

5 評価項目及び算定基準（土木系）については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。

- (2) 優良工事表彰状況の評価について、評価対象とするものは以下のものに限ることとし、宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事以外の工事において、表彰状、契約書、工事カルテ等で要件を満たすことの確認が困難である場合は評価しない。

- ・宇都宮市長表彰（優良建設工事表彰又は優秀賞）
- ・栃木県知事表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰
- ・栃木県発注工事での事務所長等表彰

なお、特定建設工事共同企業体の構成員（代表者を含む。）としての受表彰実績は、評価対象とする。ただし、当該表彰が構成員を個別に表彰するものである場合、申請者である事業者に対する表彰であることを確認できない場合は評価しない。

- (3) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は、JABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。

- (4) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(1)、(3)～(12)については代表者のみを評価する。(2)については構成員（代表者を含む。）のうち実績を有する者を評価する。

- (5) 評価項目及び算定基準中(2)及び(7)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。

- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
- ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。

- (6) 評価項目及び算定基準中(13)において、元請が特定建設工事共同企業体である場合は、構成員（代表者を含む。）のうち、市内事業者の出資比率の合計(%)を元請施工額に乗じた額を、市内事業者の元請施工額とみなす。

6 技術評価点の算定方法（建築系）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（建築系）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 入札参加者の工事成績評定点（以下をすべて満たすもの）の平均値（小数点第2位以下切捨て）により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 ・過去3か年度（公告日の属する年度は含まない。）に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事 特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。	5.0点	7.5点以上	5.0点
		6.7.0点以上7.5.0点未満 下式により算定する 評価点＝平均値／2－3.2.5 （小数点第3位以下切捨て）	4.95点 ～ 1.00点
		6.7点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(2) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の工事实績として扱う。	2.5点	元請実績あり	2.5点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を満たす）	1.0点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を確認できない）	0.5点
		実績なし	0点
(3) 優良工事表彰状況 過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における優良建設工事表彰又は優秀賞の受彰の有無及び受彰工種により評価する。	1.0点	同工種の優秀賞受彰歴あり	1.0点
		同工種の受彰歴あり	0.75点
		異工種の優秀賞受彰歴あり	0.5点
		異工種の受彰歴あり	0.25点
		受彰歴なし	0点

(4) 重機保有状況 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された「建設機械の所有及びリース台数」により評価する。	0.25点	1台以上	0.25点
		0台	0点
(5) 技術職員数 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された工種毎の「技術職員数」により評価する。	0.75点	10人以上	0.75点
		5人以上	0.25点
		5人未満	0点
(6) ア 若手・女性技術者評価 配置予定の「監理技術者」,「主任技術者」又は「現場代理人」が以下のいずれかに該当する場合に評価する。 ・35歳以下であり,国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者 ・36歳以上であり,国家資格等取得後5年以内又は実務経験5年以上10年以下の者 ・女性 イ 週休2日制工事施工実績 過去2か年度(公告日の属する年度を含む)に完成引き渡し完了した国・特殊法人等・都道府県・都道府県出資公社・市区町村が発注した工事を,元請として施工した工事において,発注機関の要領等により4週8休以上を達成した工事における実績を評価する。 ウ 建設キャリアアップシステム導入 開札日現在において事業者登録している実績を評価	ア～ウの項目数による評価 1.0点	2項目	1.0点
		1項目	0.5点
		0項目	0点
(7) 配置予定技術者の同種工事施工実績 配置予定の技術者が同種・類似工事において「監理技術者」,「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。	3.0点	実績あり	3.0点
		実績なし	0点
(8) 配置予定技術者が有する国家資格等 配置予定の技術者が有する資格により評価する。	1.0点	技術士・一級建築士又は当該工事区分による一級国家資格者等	1.0点
		二級建築士又は当該工事区分による二級国家資格者等	0.25点
		資格なし	0点
(9) 継続教育学習制度への取組み状況 開札日現在において,配置予定技術者が受講した実績(別表3に示す団体の証明があるもの。)を評価する。	0.5点	実績あり	0.5点
		実績なし	0点

(10) 配置予定技術者の宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 本工事の配置予定技術者が「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した工事の工事成績評定点(以下をすべて満たすもの)の平均値(小数点第2位以下切捨て)により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 ・過去3か年度(公告日の属する年度は含まない。)に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事	3.0点	75点以上	3.0点
		67.0点以上75.0点未満 下式により算定する 評価点=平均値/4-15.75 (小数点第3位以下切捨て)	2.97点 ～ 1.0点
		67点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(11) ア 建設業労働災害防止協会への加入 開札日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。 イ ISO又は事業所版環境ISOの取得状況 開札日現在におけるISO9001又はISO14001,事業所版環境ISO(エコアクション21又はエコうつのみや21)の認証取得の有無により評価する。 ウ 宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度の認証取得状況 開札日現在における宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価する。 エ 消防団活動への協力 開札日現在における宇都宮市消防団協力事業所の認定の有無を評価する。 オ BCP認定 開札日現在における「事業継続力強化計画」として国土交通省又は経済産業省の認定の有無により評価する。 (注)国土交通省の認定は1項目とする。 経済産業省の認定は0.5項目とする。 ただし、両省の認定を受けているとしても1項目とする。	ア～オの 項目数による評価 1.5点	5項目	1.5点
		2.5項目～4.5項目	1.0点
		0.5項目～2項目	0.5点
		0項目	0点
(12) 災害時協力協定締結状況 開札日現在における宇都宮市又は栃木県との災害時協力協定締結の有無を評価する。	0.25点	締結あり	0.25点
		締結なし	0点
(13) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。	0.25点	90%以上	0.25点
		50%以上90%未満	0.12点
		50%未満	0点

7 評価項目及び算定基準(建築系)については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。

- (2) 優良工事表彰状況の評価について、評価対象とするものは以下のものに限ることとし、宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事以外の工事において、表彰状、契約書、工事カルテ等で要件を満たすことの確認が困難である場合は評価しない。

- ・宇都宮市長表彰（優良建設工事表彰又は優秀賞）
- ・栃木県知事表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰
- ・栃木県発注工事での事務所長等表彰

なお、特定建設工事共同企業体の構成員（代表者を含む。）としての受彰実績は、評価対象とする。ただし、当該表彰が構成員を個別に表彰するものである場合、申請者である事業者に対する表彰であることを確認できない場合は評価しない。

- (3) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は、JABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。
- (4) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(1)，(3)～(12)，については代表者のみを評価する。(2)については構成員（代表者を含む。）のうち実績を有する者を評価する。
- (5) 評価項目及び算定基準中(2)及び(7)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。
- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
 - ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。
- (6) 評価項目及び算定基準中(13)において、元請が特定建設工事共同企業体である場合は、その代表者を含む全構成員のうち、市内事業者の出資比率の合計(%)を元請施工額に乗じた額を、市内事業者の元請施工額とみなす。

8 技術評価点の算定方法（ほ装系）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（ほ装系）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 入札参加者の工事成績評定点(以下をすべて満たすもの)の平均値(小数点第2位以下切捨て)により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 ・過去3か年度(公告日の属する年度は含まない。)に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事 特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。	5.0点	75点以上	5.0点
		67.0点以上75.0点未満 下式により算定する 評価点=平均値/2-32.5 (小数点第3位以下切捨て)	4.95点 ～ 1.0点
		67点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(2) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の工事実績として扱う。	1.0点	元請実績あり	1.0点
		一次下請として実績あり(同種・類似工事の条件を満たす)	0.3点
		一次下請として実績あり(同種・類似工事の条件を確認できない)	0.15点
		実績なし	0点
(3) 重機保有状況 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された「建設機械の所有及びリース台数」により評価する。	0.75点	10台以上	0.75点
		5台～9台	0.5点
		2台～4台	0.25点
		1台	0.12点
		0台	0点

(4) 技術職員数 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された工種毎の「技術職員数」により評価する。	0.25点	10人以上	0.25点
		5人以上	0.15点
		5人未満	0点
(5) ア 若手・女性技術者評価 配置予定の「監理技術者」,「主任技術者」又は「現場代理人」が以下のいずれかに該当する場合に評価する。 ・35歳以下であり,国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者 ・36歳以上であり,国家資格等取得後5年以内又は実務経験5年以上10年以下の者 ・女性 イ 週休2日制工事施工実績 過去2か年度(公告日の属する年度を含む)に完成引き渡し完了した国・特殊法人等・都道府県・都道府県出資公社・市区町村が発注した工事を,元請として施工した工事において,発注機関の要領等により4週8休以上を達成した工事における実績を評価する。 ウ 建設キャリアアップシステム導入 開札日現在において事業者登録している実績を評価	ア～ウの項目数による評価 1.0点	2項目	1.0点
		1項目	0.5点
		0項目	0点
(6) 配置予定技術者の同種工事施工実績 配置予定の技術者が同種・類似工事において「監理技術者」,「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。	3.0点	実績あり	3.0点
		実績なし	0点
(7) 配置予定技術者が有する国家資格等 配置予定の技術者が有する資格により評価する。	0.75点	技術士・一級建築士又は当該工事区分による一級国家資格者等	0.75点
		二級建築士又は当該工事区分による二級国家資格者等	0.25点
		資格なし	0点
(8) 継続教育学習制度への取組み状況 開札現在において,配置予定技術者が受講した実績(別表3に示す団体の証明があるもの。)を評価する。	0.25点	実績あり	0.25点
		実績なし	0点

(9) ア 建設業労働災害防止協会への加入 開札日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。 イ ISO 又は事業所版環境 ISO の取得状況 開札日現在における ISO9001 又は ISO14001, 事業所版環境 ISO (エコアクション 21 又はエコうつのみや 21) の認証取得の有無により評価する。 ウ 宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度の認証取得状況 開札日現在における宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価する。 エ 消防団活動への協力 開札日現在における宇都宮市消防団協力事業所の認定の有無を評価する。 オ BCP 認定 開札日現在における「事業継続力強化計画」として国土交通省又は経済産業省の認定の有無により評価する。 (注) 国土交通省の認定は 1 項目とする。 経済産業省の認定は 0.5 項目とする。ただし、両省の認定を受けているとしても 1 項目とする。	ア～オの項目数による評価 1.5 点	5 項目	1.5 点
		2.5 項目～4.5 項目	1.0 点
		0.5 項目～2 項目	0.5 点
		0 項目	0 点
(10) 災害時協力協定締結状況 開札日現在における宇都宮市又は栃木県との災害時協力協定締結の有無を評価する。	0.25 点	締結あり	0.25 点
		締結なし	0 点
(11) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。	0.25 点	90%以上	0.25 点
		50%以上 90%未満	0.12 点
		50%未満	0 点

(12) 施工場所からの本店距離等 当該工事の施工場所から以下までの距離を評価する。 ①宇都宮市建設工事入札参加有資格者名簿における本店所在地 ②近隣での施工実績の施工場所(以下の条件をすべて満たすもの) ・宇都宮市又は宇都宮市上下水道局発注 ・請負金額 500 万円超の建設工事 ・開札日から過去 10 年以内の完成	5.0 点	①が 1 km 以内	5.0 点
		①が 1 km 超 2 km 以内	4.25 点
		①が 2 km 超 3 km 以内	3.5 点
		①が 3 km 超 4 km 以内	2.75 点
		①が 4 km 超 5 km 以内	2.0 点
		①が 3 km 超で②が 3 km 以内	3.0 点
		上記以外	0 点
(13) 給配水管修繕・下水道管きょ施設修繕業務実績 公告日の属する年度の宇都宮市上下水道局発注の給配水管修繕・下水道管きょ施設修繕業務の契約実績を評価する。	1.0 点	実績あり	1.0 点
		実績なし	0 点

9 評価項目及び算定基準（ほ装系）については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 配置予定技術者を 1 名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。

(2) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(1)、(3)～(10)、(12)、(13)については代表者のみを評価する。(2)については構成員（代表者を含む。）のうち実績を有する者を評価する。

(3) 評価項目及び算定基準中(2)及び(6)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。

- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
- ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。

(4) 評価項目及び算定基準中(11)において、元請が特定建設工事共同企業体である場合は、構成員（代表者を含む。）のうち、市内事業者の出資比率の合計(%)を元請施工額に乗じた額を、市内事業者の元請施工額とみなす。

別表 3：評価対象とする資格認定団体

- ・一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会
- ・公益社団法人日本建築士会連合会
- ・公益社団法人日本技術士会
- ・公益社団法人空気調和・衛生工学会
- ・一般社団法人建設コンサルタンツ協会
- ・公益社団法人地盤工学会
- ・一般社団法人森林・自然環境技術者教育会
- ・一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会
- ・一般社団法人全国測量設計業協会連合会
- ・土質・地質技術者生涯学習協議会
- ・公益社団法人土木学会
- ・一般社団法人日本環境アセスメント協会
- ・公益社団法人日本コンクリート工学会
- ・公益社団法人日本造園学会
- ・公益社団法人日本都市計画学会
- ・公益社団法人農業農村工学会
- ・一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
- ・公益社団法人日本建築家協会
- ・一般社団法人日本建設業連合会
- ・一般社団法人日本建築学会
- ・一般社団法人日本建築構造技術者協会
- ・一般財団法人建設業振興基金
- ・公益財団法人建築技術教育普及センター
- ・一般社団法人建築設備技術者協会
- ・一般社団法人電気設備学会
- ・一般社団法人日本設備設計事務所協会